

# 花園町区民会館の管理及び利用規則

## （目 的）

第1条 花園町区民会館及びその他自治区管理施設や備品等（以下「会館等」という）の管理及び利用について、必要な事項を定める。

## （休館日及び利用時間）

第2条 休館日及び利用時間は、原則として次の通りとする。

- （1）休館は原則として行わず、毎日利用できるものとする。
- （2）会館等の利用時間は、原則として午前8時30分から午後10時までとする。ただし、憩いの家及び児童館については午前8時から午後10時までとする。
- （3）自治区事務所は火曜日から土曜日の午前8時30分から12時まで開館し、日曜日、月曜日、祝日及び年末、年始、お盆については休館とする。
- （4）時間外の利用については、あらかじめ区長の許可を必要とする。

## （利用の申込）

第3条 利用の申込は、原則として利用月の1ヶ月前から申込ができるものとする。

## （利用の許可）

第4条 会館を利用しようとする者（以下「利用者」という）は、別紙花園町区民会館会議室等利用許可申請書（様式第1号以下「申請書」という）により区長の許可を受けなければならない。

- 2 自治区で認定した団体については、申請書の提出を省くことができる。
- 3 営利を目的としたものには原則として許可はしないものとする。ただし、物品販売等以外で利用内容によっては管理運営委員会（以下「委員会」という）で認めた場合は利用できるものとする。
- 4 許可後、自治区が緊急に使用する必要が生じた場合は利用の許可を取り消すことができる。
- 5 区長は、会館等の管理上必要があると認めたときは、前項の許可に条件を付することができる。
- 6 利用について、ここに定めなき事項は委員会において協議するものとする。

## （遵守事項）

第5条 利用者は、次に定める事項を守らなければならない。

- （1）所定の場所以外では喫煙しないこと。
- （2）騒音又は大声を発する等、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- （3）火気の取り扱いには充分気を付け、火災の恐れのないよう配慮すること。
- （4）盗難予防のため、利用後は施錠点検を必ず行うこと。
- （5）建物、設備備品等、汚損、毀損の無いよう充分気を付けて使用し、利用後は必ず清掃すること。
- （6）他人に迷惑を及ぼすおそれのある物品又は動物を持ち込まないこと。

## （損害賠償）

第6条 利用者は、故意又は過失により会館等（付属設備含む）を汚損、毀損した時は、必ず区長に届け出てその損害を賠償しなければならない。

(利用の不許可)

第7条 区長は、会館の目的として公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある場合や、管理上支障がある場合は利用の許可をしない。

2 利用の許可後、利用目的及び第5条に反する行為を確認した場合は利用を取り消すことができる。

(使用料)

第8条 利用者は、利用申込に際して許可を受けた場合は、許可時に別表第1に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第9条 区長は、自治区に公益上必要があると認めたときは、使用料を減免することができる。

(管理運営委員会)

第10条 区長は、施設的良好な運営管理のため、管理運営委員会を置く。

第11条 委員会は、自治区管理施設の利用に関することを協議し、必要に応じて区会に報告するものとする。

第12条 委員は、区会の幹事会の構成員をもってこれに当てる。

第13条 区長は、必要に応じて委員会を開催することができる。

2 委員会の議長は、区長をもってこれに当てる。

第14条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、議決を要するものは出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は区長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成17年2月15日から施行する。ただし、施行日以降の会館使用の申込に係わる行為は事前に行うことができるものとする。

2 この規則が施行された日以降は、既に設置されている花園町自治区施設管理規則は廃止するものとする。

別表第 1 (第 8 条関係)

1 花園町区民会館施設の名称及び使用料

A 会議室等

(単位：円)

区 分	使 用 料			
	8:30～ 22:00	8:30～ 12:00	12:00～ 17:00	17:00～ 22:00
大 ホール	6, 400	1, 750	2, 500	2, 500
第 2 会議室	2, 400	700	950	950
第 3 会議室	2, 800	800	1, 100	1, 100
和 室	2, 100	600	850	850

B 備品等

音 響 設 備 一 式	1 回	500
投影備品 (プロジェクター一式)	1 回	400

2 憩いの家使用料

区 分	8:00～ 22:00	8:00～ 12:00	12:00～ 17:00	17:00～ 22:00
和 室	2, 200	800	800	800

3 児童館使用料

区 分	8:00～ 22:00	8:00～ 12:00	12:00～ 17:00	17:00～ 22:00
和 室	1, 700	600	600	600

4 消耗備品使用料

コピー代	・白黒コピー	1面 (1枚)	10円 (A3・A4 共通)
	・カラーコピー	1面 (1枚)	30円 (A3・A4 共通)
印刷代	・原紙フィルム代	1面 (1枚)	50円 (A3・A4 共通)
	・印刷用紙代	A3 1枚	2円 (A4 の場合は 1円)
	※各種団体が印刷用紙を持参した場合は、原紙フィルム代 1面 (1枚) 50円		
パウチ使用料	・機器+フィルム代	A3 (1枚)	160円 (A4 は 100円)
	・フィルム代のみ	A3 (1枚)	80円 (A4 は 50円)

□ 備考 許可した団体が営利を目的としている場合は上記料金の 3 倍とする。

<別表第 1 改定>

令和元年 8 月 31 日 会議室 1 日使用料改定、使用施設から第 1 会議室削除、パウチ料金追加

様式第1号(第4条関係)

# 花園町区民会館会議室等利用許可申請書

花園町区長様

申請日 年 月 日

申請者	住所	氏名(団体名)			
	電話 ( )	利用責任者			
利用目的		利用人員 人			
利用施設 ・ <input type="checkbox"/> 大ホール ・ <input type="checkbox"/> 第2会議室 ・ <input type="checkbox"/> 第3会議室 ・ <input type="checkbox"/> 和室 ・ <input type="checkbox"/> 憩いの家 ・ <input type="checkbox"/> 児童館 ・ <input type="checkbox"/> その他 ( )					
利用日(曜日)	8:30(8:00) ~ 22:00	8:30(8:00) ~ 12:00	12:00 ~ 17:00	17:00 ~ 22:00	使用料
月 日 ( )	円	円	円	円	円
月 日 ( )					
月 日 ( )					
月 日 ( )					
音響・投影設備 (回数)	日 回 円	日 回 円	日 回 円	日 回 円	円
使用料合計					円
減免の摘要結果 <input type="checkbox"/> 摘要 ・ <input type="checkbox"/> 不摘要	摘要の団体名 <input type="checkbox"/> 認定団体 ・ <input type="checkbox"/> その他				
受付許可番号 平成 年 月 日 第 号					

※ 記入上の注意

- 1 太枠の中のみ記入してください。
- 2 利用施設欄の該当会議室の口の箇所に☑印を付けてください。
- 3 原則として利用日の1ヶ月前から申込できます。  
(例えば4月の利用をしたい場合は3月1日から申込可)

受付者	決定者(区長)

<様式第1号改定> 令和元年8月31日 第1会議室削除、利用日を3日分から4日分に変更

# 区民会館会議室等利用受付簿

(平成17年)

月 日 ( )		(該当箇所に許可番号を記入)			
時 間	8:30 ~ 22:00	8:30 ~ 12:00	12:00 ~ 17:00	17:00 ~ 22:00	
大 ホ ー ル					
第 1 会 議 室					
第 2 会 議 室					
第 3 会 議 室					
和 室					
憩 い の 家					
児 童 館					

月 日 ( )		(該当箇所に許可番号を記入)			
時 間	8:30 ~ 22:00	8:30 ~ 12:00	12:00 ~ 17:00	17:00 ~ 22:00	
大 ホ ー ル					
第 1 会 議 室					
第 2 会 議 室					
第 3 会 議 室					
和 室					
憩 い の 家					
児 童 館					

月 日 ( )		(該当箇所に許可番号を記入)			
時 間	8:30 ~ 22:00	8:30 ~ 12:00	12:00 ~ 17:00	17:00 ~ 22:00	
大 ホ ー ル					
第 1 会 議 室					
第 2 会 議 室					
第 3 会 議 室					
和 室					
憩 い の 家					
児 童 館					

月 日 ( )		(該当箇所に許可番号を記入)			
時 間	8:30 ~ 22:00	8:30 ~ 12:00	12:00 ~ 17:00	17:00 ~ 22:00	
大 ホ ー ル					
第 1 会 議 室					
第 2 会 議 室					
第 3 会 議 室					
和 室					
憩 い の 家					
児 童 館					

# 花園町自治区防災隊規約

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本隊は「花園町自治区防災隊（以下「防災隊」という）と称する。

(事 務 所)

第2条 防災隊の事務所は、花園町自治区事務所内に置く。

## 第2章 目的及び活動

(目 的)

第3条 防災隊は大地震発生時、花園町自治区民の被害を最小限にとどめることを目的とする。

(日常活動)

第4条 防災隊は、第3条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 防災意識の普及啓発、及び情報の収集活動
- (2) 防災計画の作成、及び防災組織の育成
- (3) 官公庁、及び関係団体との連携
- (4) 自治区防災訓練の企画、及び実施協力
- (5) 防災機材や設備等の保守、点検整備
- (6) その他防災隊の目的を達成するために必要な事業

(災害発生時)

第5条 災害発生時で被害の程度により、災害対策本部を必要とした場合は、区長を本部長とし、防災隊は本部長の指揮の下、地域住民の被害状況の確認と報告、初期消火、救出救護、避難誘導、及び応急対策等の活動を行う。

## 第3章 組織及び役員等

(組 織)

第6条 防災隊は別紙体制で2章の目的、及び活動を推進する。

(構 成 員)

第7条 防災隊は、花園町自治区内の住民をもって組織する。

(役 員)

第8条1 防災隊には、次の役員を置く。

- |         |                        |
|---------|------------------------|
| (1) 隊 長 | 1名                     |
| (2) 副隊長 | 1名                     |
| (3) 事務長 | 1名                     |
| (3) 幹 事 | 区会の生活安全部長、副部長、及び防災推進委員 |

第8条2 防災隊には、次の3分科会を設ける。

広報分科会、組織分科会、訓練分科会

第8条3 隊長、及び副隊長の任命は、区長と区長の推薦する者による選考委員会を構成し、委員会の推薦により区会の承認を得て決定する。

第8条4 各分科会長は、各役員相互により選任する。

第8条5 役員任期は、2年とし再任は妨げない。ただし、役員改選等により変更があった場合は、後任者が残り期間と職を引き継ぐものとする。

(役員の仕事)

第 9 条 1 隊長は、防災隊を代表し、災害発生時で災害対策本部を設置した場合は、本部長の下で必要な応急活動の指揮命令を行う。

第 9 条 2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故ある時はその職務を代行する。

第 9 条 3 事務長は隊長の指示事項の展開、各分科間の調整、及び会議主催等、とりまとめを行う。(事務長のもとに区会より 1 名、他に 1 名置く)

第 9 条 4 幹事は、防災隊の防災計画、及び実施事項の企画を行う。

(隊員)

第 10 条 1 防災隊には、地域の実践活動の指導援助者として次の隊員を置く。

(1) A 隊員 (組代表隊員)

(2) B 隊員 (自警・消防団員、公募隊員、各種団体員、区会義員、退任区会議員等)

第 10 条 2 隊員の任期は 2 年とする。ただし、諸団体隊員等で役員改選等により変更があった場合は、後任者が残り期間とその職を引き継ぐものとする。その後の再任は妨げない。

第 10 条 3 隊員の年齢は 75 歳以下をもって組織する。ただし本人の辞意がない限り隊員として継続するものとする。

(防災推進委員)

第 11 条 1 防災隊長は、防災隊に必要な情報の提供、助言、事業実施計画等、重要事項の作成、及び実践活動のリーダーとして防災推進委員を任命する。

第 11 条 2 防災推進委員は、区民の中から専門的知識を有する者等を隊長が推薦し、役員会において選任する。

第 11 条 3 防災推進委員は、10 名程度とし再任を妨げない。

(防災連絡員)

第 12 条 災害時に被災状況をすばやく把握するために、各隣組組内に 1 名以上の防災連絡員を置く。

## 第 4 章 会 議 等

(会 議)

第 13 条 防災隊の会議は、総会、及び役員会とし、その他、隊長が必要と認めた場合は臨時に会議を開催することが出来る。

(総 会)

第 14 条 1 総会は、隊長が招集し、第 8 条の役員、及び第 10 条の隊員をもって構成する。

第 14 条 2 総会は、次に掲げる事項の報告を受ける。

(ア)規約に関すること

(イ)防災計画、及び事業実施計画に関すること。

(ウ)その他、隊長が特に必要と認めること。

(役員会)

第 15 条 1 役員会は、隊長が招集し、第 8 条の役員及び、区長、副区長をもって構成する。

第 15 条 2 役員会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。また、その内容を次の総会に報告しなければならない。

(ア) 規約に関すること。

(イ) 防災計画及び、事業実施計画に関すること。

(ウ) 予算、及び決算に関すること。

(エ) その他、隊長が特に必要と認めること。

## 第 5 章 経費及び会計年度

(経費)

第 16 条 防災隊の運営に関する経費は、自治区等からの補助金及び、その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第 17 条 防災隊の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。

## 第 6 章 雑 則

(委任)

第 18 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、隊長が役員会で協議し別に定める。

## 付 則

1、この規約は、平成 20 年 12 月 12 日より施行する。

2、この規約の施行に際し、設立初年度は規約第 17 条に係わらず、発足年度の 3 月 31 日を会計年度とする。

3、この規約施行後は現規約の『花園自治区防災会規約』は廃止するものとする。

## 改 訂

- ・平成 28 年 3 月 12 日、役員についての項目、規約 8 条 1 を改訂
- ・平成 30 年 9 月 8 日、隊員についての項目、規約第 10 条 3 を改訂
- ・令和 5 年 1 月 14 日、隊員についての項目、規約第 10 条 1 を改訂

# 花園町自治区防犯隊規約

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本隊は「花園町自治区防犯隊」と言う。

(事務所)

第2条 本隊の事務所は花園町区民会館内に置く。

(位置づけ)

第3条 本隊は花園町自治区、区会の承認手続きを経て、花園町自治区の認定団体とする。

## 第2章 目的及び活動

(目 的)

第4条 本隊は若園小学校区の住民の安全確保のために、犯罪の抑止、低減を図り、安心・安全なまちづくりに貢献する事を目的とする。

(活動業務)

- 第5条
- イ) 巡回、立哨活動
  - ロ) 啓蒙活動
  - ハ) 官公庁及び関係団体との連携
  - ニ) 情報収集
  - ホ) 青パトロール車による活動
  - ヘ) 地域防犯活動中のパネルをつけた車による活動
  - ト) その他目的に合う活動

## 第3章 組織構成

(会 員)

第6条 本隊は次の会員をもって組織する。

- イ) 豊田少年補導員・豊田市青少年補導員
- ロ) 住民会員 (花園町自治区民で自主的に参加を申し出た人)
- ハ) 団体会員 (ふれあいクラブ、PTAなどの団体から参加した人)
- ニ) 企業会員 (隊の活動に賛同し、協力を引き受けてくれた企業)
- ホ) 特別会員 (花園町自治区、区会議員の職にある人)
- ヘ) その他本隊の活動に賛同し、協力を申し出て当隊が認めた人

(組織と役割)

第7条 活動を活発に行うため本部組織と地域のバランスを考慮しながら、実務活動を行うブロック組織を置く。

## 第4章 役 員

(役 員 等)

第8条 本会に次の役員を置く。

- イ) 総括責任者 花園町自治区区長
- ロ) 隊長 1 名 (地域防犯リーダーが望ましい)
- ハ) 副隊長 1 名 (地域防犯リーダーが望ましい)
- ニ) 事務局長 1 名
- ホ) ブロック長 ブロック毎に 1 名
- ヘ) 団体会員、企業会員からの代表者を役員とすることが出来る
- ト) 監査 2 名

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は次の通りとする。

- イ) 隊長は、隊を代表し隊務を統括し、会議を招集し、その議長を務める。
- ロ) 副隊長は、隊長を補佐し、隊長事故ある場合はその職務を代行する。
- ハ) 事務局長は隊の会計、物品出納業務と一般事務処理を行う
- ニ) ブロック長は役員会の決議を自分の所属するブロック員に正確に、伝えるとともに当隊の目的達成のために隊員と共に実行に向けたプログラムを作成実行に当たる。
- ホ) 監査は隊の会計、物品出納を監査するとともに、業務の遂行が目的に沿っているか監査し、総会の場で報告する。

(役員を選任)

第10条 隊長、副隊長、事務局長、監査の選任は、花園町自治区区長を中心に区長から依頼された数名で行い、花園町自治区区会の承認を得る。

第11条 ブロック長は、各ブロック員の互選により選任する。

(隊員・役員の仕事)

第12条 隊員・役員の仕事は2年とする。ただし再任を妨げない。

(相談役等)

第13条 本隊は、顧問、相談役を委嘱して意見を聞く事が出来る。

## 第5章 会議

(会議の種類)

第14条 本隊の会議は総会と役員会とし、その他隊長が必要と認めたときは、特別に会議を開催する事が出来る。

第15条 各ブロックでは、業務遂行のために必要な連絡会を、ブロック長の判断により随時開催できる。

## 第6章 会計及び会計年度

(会計)

第16条 本隊の運営は次の収入により行ない、会員から会費は徴収しない。

- イ) 花園町自治区からの補助金
- ロ) 賛助、寄付金
- ハ) 行政助成金等
- ニ) その他

(会計年度)

第17条 4月1日から翌年3月31日とする。

<付則>

1. この規約は平成19年1月6日より施行する。
2. 当隊の設立時に委嘱された隊員の仕事は、規約第12条に関わらず、仕事最終年の

3月31日とする

3. 当隊の設立初年度は、規約第17条に関わらず、設立日より、発足年度の3月31日を会計年度とする。
4. 平成20年7月22日より一部改定（第2章第4条花園町の→若園小学校区の）